

ケアホーム木もれび (介護予防) 認知症対応型通所介護 利用契約書

_____様 (以下「利用者」といいます。) と社会福祉法人 美絆 (以下「事業者」といいます。) は、事業者が利用者に対しておこなう「(介護予防) 認知症対応型通所介護」(以下「サービス」といいます。) について、次のように契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対して、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は、事業者に対して、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約の期間)

第2条 この契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2 契約が終わる日の7日前までに、利用者から事業所に対して、文章により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(通所介護計画)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「(介護予防) 通所介護計画」を作成します。事業者はこの「(介護予防) 通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

(通所介護の提供場所・内容)

第4条 通所介護の提供場所は、ケアホーム木もれび内です。場所と設備の内容は【重要事項説明書】のとおりです。
2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って【重要事項説明書】に書かれているサービスを提供します。事業者は【重要事項説明書】の内容を利用者およびその家族に説明します。
3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れすることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

(サービス内容の記録)

第5条 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧できます。
3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第6条 利用者は、事業者からサービスを受ける代わりに、【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの利用料金の合計金額を、月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月の請求書を翌月15日頃までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計金額を支払います。支払い方法は、口座自動振替により支払います。事業者は利用者が指定した口座から指定日に引き落としをします。領収書の発行は、申し出のある場合を除き記帳をもってかえさせていただきます。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス提供日までに通知することにより、料金の負担をすることなくサービスの中止をすることができます。

- 2 事業者は、利用者の体調が悪いときなどサービスを受けることが難しいと思われるときは、サービスを中止することができます。このとき事業者は、【重要事項説明書】のとおりの手立てをします。
- 3 事業者は、天候・災害等の理由により、サービスを中止することがあります。この場合の扱いについては、【重要事項説明書】に記載したとおりです。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対し、30日前までに文章で通知することにより、利用料および食費などの単価の変更(増額または減額)を申し出ることができます。

- 2 利用者が、料金を変更することを了解したときは、事業者が新しい料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対して文章で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間において文章で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の急病や入院などのやむを得ない事情があるときは、予告期間が1週間以内でもこの契約を解約することができます。

- 2 利用者は、次の各号に該当した場合は、文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由もなく利用者へサービスを提供しないとき
 - ② 事業者が利用者の守秘義務に違反したとき
 - ③ 事業者が、利用者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行ったとき
 - ④ 事業者が破産または解散命令を受けたとき
- 3 次の事由に該当する場合には、事業者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者が事業者へ支払うべきサービスの利用料金を1ヶ月以上支払わず、料金を払うように催告したにもかかわらず、10日以内に支払いがないとき
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの利用中止を何度も繰り返したとき
 - ③ 利用者が入院・入所・病気等の理由により、2ヶ月以上にわたって、サービスが利用できない状態であることが明らかになったとき
 - ④ 利用者や利用者の家族が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったとき

- 4 利用者が、次の各号の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所したとき
 - ② 利用者の要介護または要支援認定区分が、非該当（自立）と認定されたとき
 - ③ 利用者が死亡したとき

（秘密保持）

第10条 事業者および事業者の使用する従業員は、利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者およびその家族からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者および当該家族の個人情報を用いません。

（損害賠償責任）

第11条 事業者は、サービスを提供する時に、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。

- 2 事業者は本事業所において、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して生活を営むことができるよう、介護等を提供することを理念としており、利用者の自立した生活の実現のためには、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し、隔離、身体的拘束、その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- 3 事業者は、事故が発生しないよう可能な限り配慮しますが、利用者の症状（認知症等）ないし、身体能力によってはフロア等の本施設内ならびに屋外での活動・入浴サービス・排泄時・食事時等において、転倒・転落・窒息等の事故の発生を完全に防ぐことができません。
利用者およびその家族は事業者の理念および不慮の事故の可能性を十分に理解した上で本契約を締結します。
- 4 事業者はサービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。

（緊急時の対応）

第12条 事業者は、通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医・居宅介護事業所に連絡を取るなどの必要な措置を講じます。

（他のサービスを提供する事業者との連携）

第13条 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健・医療・福祉のサービスを提供する者との密接な連携に務めます。

（相談・苦情があるとき）

第14条 事業者は、利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情などに対し迅速に対応します。

(その他)

第15条 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判の管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名または記名押印のうえ、一通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 美絆
<所在地> 滋賀県近江八幡市鷹飼町1 4 8 5 番地 6
<代表者氏名> 理事長 松尾 隆志 印

この契約に定める(介護予防)認知症対応型通所介護を提供する事業所

<事業所名> ケアホーム木もれび
<所在地> 滋賀県近江八幡市西生来町 2402-17
<代表者氏名> 管理者 嶋村 恵美子

利用者

<住所> 近江八幡市 _____

<氏名> _____

(代理人)

<住所> _____

<氏名> _____ (続柄)